

差止請求書

2019(令和元)年9月27日

〒107-0052

東京都港区赤坂3-9-18 赤坂見附KITAYAMAビル7F

株式会社エムアンドエム

代表取締役 帆足 拓馬 殿

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司 (弁護士)

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL048-844-8972 / FAX048-829-7444

担当事務局 吉川・清水

第1 差止請求について

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けております。

当会は貴社に対し消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します(従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後は、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。)

つきましては、本書到達後2週間以内に、書面にて貴社の対応をご回答下さい。なお、貴社からの回答の有無・内容等は消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

第2 請求の要旨

当会は貴社に対し、下記対象となる表示記載の表示を行うことの停止を請求します。

(表示媒体) 貴社ウェブサイト

(対象となる商品) 「Zerofactor Z ローション」及び「Zerofactor Z リムーバー」

(対象となる表示)

複数回にわたる購入回数、2回目以降の代金額及び合計代金額を容易に認識できるように明示しないまま、あたかも対象商品が「初回¥980+税!」で購入できるかのような表示。

第3 紛争の要点

- 1 貴社が販売する「ZerofactoR Zローション」または「ZerofactoR Zリムーバー」（以下「本件商品」という。）を「超得お試し継続コース」で購入する場合、貴社ウェブサイト上では、上記対象となる表示（「通常¥8,400+税が、超得お試し継続コース初回¥980+税!」、「初回¥980で申し込む!」、「まずは「Zローション」を初回¥980でお試してください!」、「初回¥980申込者多数!」等）によって、1回だけ980円及び消費税のみの負担で購入可能であるかのような広告表示がなされています。しかし実際は、6回以上の購入継続が条件とされており、2回目以降の単価は6000円及び消費税です。従って、「超得お試し継続コース」では、最低3万0980円及び消費税分の商品を購入する必要があり、総額を最低継続回数の6回で除すれば、1個の単価は5163円強及び消費税なので、初回購入が980円及び税の負担のみで可能であるかのような表示は、実質的に虚偽といえます。

また、消費者庁の作成に係る「打消し表示に関する実態調査報告書」の18頁「第4 打消し表示の態様と景品表示法上の考え方」において、「例えば、打消し表示の文字が小さい場合や、打消し表示の配置場所が強調表示から離れている場合、打消し表示が表示されている時間が短い場合等、打消し表示の表示方法に問題がある場合、一般消費者は打消し表示に気付くことができないか、打消し表示を読み終えることができない。」と記載されています。これを貴社のウェブサイトについてみますと、6回以上の継続購入の条件に関する詳しい記載は、貴社のウェブサイト上、鮮やかな緑色で「初回¥980+税」の文言が強調された枠の外部にあり、消費者は上記条件を見落としのまま購入手続きに進む可能性が高いといえます。「初回¥980」の表示の近くに継続コースについての条件が記載されてはいますが、「初回¥980」の表示に比べ半分未満の小さいポイントで記載されており、明らかに消費者の目にとまりにくいものとなっています。さらに、ウェブページ後半の「初回¥980で申し込む!」、「まずは「Zローション」を初回¥980でお試してください!」、「初回¥980申込者多数!」等の表示の付近には「詳しくは下記の募集要項をご確認ください」等の記載はあるものの、継続コースの条件についての詳しい記載はなく、消費者は継続購入の条件を見落としのまま購入手続きに進む可能性が高いといえます。

- 2 従って、貴社の行っている上記の各表示は、本件商品を980円及び消費税で購入可能であるかのように示す点で「商品・・・について、実際のもの・・・よりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示」（不当景品類及び不当表示防止法第30条第1項第2号）に該当します。
- 3 よって、当会は、貴社に対し、上記景品表示法違反の表示につき、同法第30条第1項の規定に基づいて、その停止を請求します。

第4 訴えを提起する予定の裁判所

東京地方裁判所またはさいたま地方裁判所

以上